

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校と三重県との包括的連携に関する協定

独立行政法人国立高等専門学校機構鳥羽商船高等専門学校（以下「甲」という。）と三重県（以下「乙」という。）とは、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、三重県産業の振興や地域の活性化に貢献する人材を育成するとともに、地域課題に迅速かつ適切に対応し、活力のある個性豊かな地域社会の形成、発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、次の事項について、連携し、協力する。

- （1）学生の県内への就職に関すること
- （2）農林水産業の振興に関すること
- （3）災害時の対応に関すること
- （4）教育の充実に関すること
- （5）観光の振興に関すること
- （6）その他、地域の活性化及び地域課題の解決に資すること

2 前項各号の具体的業務に関しては、必要に応じ別途個別に協議し定めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2026年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する6ヶ月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、本協定の有効期間が満了する日の翌日から1年間同条件にて更新され、その後もまた同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲及び乙が別途協議の上決定する。

本協定締結の証として、本書を2通作成し、各自署名のうえ各1通を保管する。

令和4年8月31日

甲 三重県鳥羽市池上町1-1
独立行政法人国立高等専門学校機構
鳥羽商船高等専門学校
校長

乙 三重県津市広明町13番地
三重県
三重県知事

和泉 亮

一見 勝之